

NIE新聞提供事業マニュアル(協議会用)

——2022年度版 スケジュールと手順——

◇実践指定校決定、年間購読計画表提出のスケジュール

【継続校】

| 購読開始希望月 | 参加申請書 提出締め切り日 | 専門部会 (審査・決定) | 年間購読計画表 提出締め切り日 |
|---------|------------------|-----------------|--------------------|
| 4月 | 2月 4日 (金) | 2月15日 (火) | 2月25日 (金) |
| 5月 | 2月25日 (金) | 休会 (持ち回り審議) | 3月28日 (月) |
| 6月 | 3月28日 (月) | 4月 7日 (木) | 4月25日 (月) |
| 7月 | 4月25日 (月) | 5月12日 (木) | 5月24日 (火) |
| 8月以降 | 5月16日 (月) | 休会 (持ち回り審議) | 6月24日 (金) |

【新規校】

| 購読開始希望月 | 参加申請書 提出締め切り日 | 専門部会 (審査・決定) | 年間購読計画表 提出締め切り日 |
|---------|------------------|-----------------|--------------------|
| 5～8月 | 2月25日 (金) | 休会 (持ち回り審議) | 3月28日 (月) |
| 9月以降 | 5月16日 (月) | 休会 (持ち回り審議) | 6月24日 (金) |

※【参加申請書の提出→審査・決定→年間購読計画の提出】で新聞提供が開始されます。購読計画が決まっていない場合は、先に参加申請書を提出ください。参加申請が**NIE専門部会**で承認されなければ、ご希望の購読開始月からの購読ができませんので、締め切りは厳守してください。その上で、上記期日までに購読計画表をご提出ください

※**継続校と新規校では、参加申請書、年間購読計画表の締め切り日が異なります。**また、新規校は4月からの購読はできませんのでご注意ください

※参加申請書および年間購読計画表は、必ず協議会で内容を確認のうえ、新聞協会に送付してください

<不備の例>

- ・参加申請書 : 提出期限が守られていない、継続・新規の別の記入ミス、記載項目の記入もれ等
- ・年間購読計画表 : 提出期限が守られていない、当該実践指定校の所在地で配達可能な銘柄すべてを希望していない、購読月が一銘柄につき実践できる期間(2か月または4か月)を超えている等

◇新聞提供事業の手順等

新聞提供事業の大まかな流れは以下の通りです。実践指定校の推薦手続きは、**必ず21年度中に準備を開始**してください。手続き、および購読開始までには一定の準備期間を要することにご留意ください。

1. 新聞提供に関する地域の独自ルール（原則）の確認

地域で定める独自のルール（原則）は、実践指定校候補の選考に入る前に協議会加盟の全社で確認する

2. 実践指定校候補の推薦・申請

参加申請書と購読計画表は、N I Eウェブサイト (<https://nie.jp/>) 内「N I E推進協議会事務局長の専用ページ」にあるエクセルファイルを利用する。協議会は各学校のデータを確認・集約のうえ、新聞協会N I E担当 (nietayori@pressnet.or.jp) あてにデータをメールで送付する（いずれも、**手書き・ファクスによる提出は受け付けられません**）。

（1）通常枠

- *前年度の実践指定校に継続の意思を確認する（実践期間は原則2年）
- *新規に実践を始める学校を選定。継続校と合わせた数が各協議会の学校枠数内【別表参照】に収まるようにする
- *教師の転任への対応（1年間を終了した段階で実践者が転任する場合）
 - ① 在籍していた学校が引き続き実践を希望すれば「継続校」とする
 - ② 実践者が転任先で実践を希望する場合は、学校長の了解を得たうえで「新規校」として優先的に扱う
- *学校の統合への対応
 - ・実践指定校で統合があり、実践を続ける場合は統合後の学校を「継続校」とする

（2）全国大会枠

- *21～24年度開催地（北海道、宮崎、愛媛ほか）は通常枠に加え、全国大会枠として上限5校の追加申請が可能【5ページ【全国大会枠】参照】
- *実践期間は1年（再申請を妨げない）

3. 実践指定校候補・実践終了校への資料送付

下記の表に沿って資料を送付する。サンプル文書中の学校への締め切り日は、新聞協会への送付日を考慮のうえ各協議会で設定する。

| 実践指定校候補 | 実践終了校 |
|--|------------|
| 1) N I E 推進事業に関しお知らせの件 ①継続校用、②新規校候補用のいずれか（文書サンプル） | 礼状（文書サンプル） |
| 2) 実践指定校・実践者向けマニュアル（別紙） | / |
| 3) 参加申請書サンプル各種（別紙＝申請はエクセルファイルのメール送付） | |
| 4) 年間購読計画表（別紙＝申請はエクセルファイルのメール送付） | |

※いずれも必要部数をコピーしてお使いください

4. 年間購読計画の決定

(1) 実践形態別の割り当て部数

*実践指定校はN I E 実践者の数に応じて年間購読計画表に部数を記入後、各協議会に提出

| |
|-----------------------------------|
| 1人 or 2人 —— A型：1 銘柄につき 1 部延べ 2 か月 |
|-----------------------------------|

| |
|-------------------------------|
| 3人以上 —— B型：1 銘柄につき 1 部延べ 4 か月 |
|-------------------------------|

(2) 年間購読計画の作成依頼

*地域の独自ルールがある場合は、協議会から事前に説明する

*学校で有料購読している新聞は、実践期間中もそのまま継続購読していただく

*マニュアル1ページの表に定めるスケジュールを踏まえ、実践指定校から参加申請書・年間購読計画表を提出してもらう

*セット版地域は夕刊を含めたセットで購読してもらう。また、土、日曜日または休日の新聞が不要という実践指定校の注文には応じられないことを理解してもらう

*年間購読計画表提出後に購読計画を変更する場合は、「月決め購読」の場合は遅くとも購読開始月の1か月前までに新聞協会N I E 担当あて連絡する

*実践者が「日決め購読」を希望する場合、「月決め1か月」を「日決め30部」に置き換えて、通常定価（学校用教材価格は適用しない）で購読してもらう。ただし、購読可能期間全てを日決め置き換えるのではなく、最低1か月は定期購読することを原則とする。**注文は10部単位**で発注してもらう

※販売所とのトラブルを避けるため、まず月決めで購読するよう要請してください

※「日決め購読」は**直前の手配はできない**旨、実践者に説明のうえ、「日決め購読」に関して購読計画に変更がある場合は、手配の都合上**2か月前までに新聞協会N I E 担当あてに連絡**してください

*地域の加盟社の了解のもと、協議会が独自にルールを定めれば、本紙に代え、子供新聞などを提供することができる。その場合、専用の購読計画表を、一般の計画表と併せて提出する

※独自ルールの内規を有する協議会には専用の計画表フォーム（エクセルファイル）を別途送付します

（３）年間購読計画の確認

- *指定のエクセルファイルが使われていることを確認する
- *提出された実践指定校の購読計画を、新聞の銘柄・部数配分、協議会ルールなどに照らしてチェックのうえ、新聞協会N I E担当あてメールで送付する
- *購読計画確定後、新聞協会から届く以下の文書を実践指定校あてに送付する
 - ①新聞購読についての留意事項、②新聞販売所情報（所在地、連絡先など）、③N I E用新聞配達依頼書

（４）新聞購読料に関する説明

- *提供事業にかかる新聞購読料は、各発行本社が実践指定校に配達する販売所へ直接支払うため、実践指定校では現金を扱わない旨を周知徹底する

5. 実践指定校認定書の送付

実践指定校は2～6月度のN I E専門部会で毎月決定する。7月度N I E委員会で、全実践指定校が一括認定され次第、新聞協会から協議会あてに、実践指定校あての決定通知、認定証のほか、実践指定校の学校長と教育委員会に向けた協力依頼文書のひな型が送付される。これを受け、協議会から実践指定校に文書を渡すほか、ひな型文書を活用して関係各所に協力を依頼する。

6. 実践指定校のサポート

（１）懇談会（オリエンテーション）の開催

- *実践代表者と協議会との懇談会（オリエンテーション）を開催、または、個別に以下の内容の説明の場を設ける
 - ・新聞購読上の諸注意
 - ・実践報告書の提出方法
 - ・新聞提供にかかる新聞購読料の扱い（新聞代は新聞社と新聞協会が全額負担している旨を説明）

（２）新聞記者派遣、新聞社見学の実施

- *実践指定校との懇談会・説明会または協議会の会合開催時に、新聞記者派遣や新聞社見学への対応を協議会、協議会構成社、実践指定校との間で話し合う
- *記者派遣はなるべく各社持ち回りとし、新聞社見学は原則地元紙が担当する

◇参考

（１）新聞提供に関するルール

- ①実践指定校に提供する新聞は、当該地域のN I E推進協議会加盟社の発行する新聞であり、宅配されるものを対象とする（郵送される新聞は除く）。多様な言論の存在意義を理解してもらうため、N I E推進協議会に加盟する新聞は銘柄・部数を平等に提供する。

②実践指定校の希望があり、当該地域のN I E推進協議会加盟社が合意して独自にルール（地域ルール）を定めれば、本紙に代え小学生新聞、中学生新聞（中高生新聞）、英字新聞のいずれかを提供することができる。

③上記②以外にも、学校側の希望あるいは地域の実情を考慮して地域ルールを決定できる。ルールの新設・変更時には、直ちに新聞協会N I E担当を通じN I E専門部会に報告、了承を得たうえで、これを尊重する。

（２）通常枠・全国大会枠

実践指定校の対象となる学校の範囲は特別支援学校（盲・ろう・養護学校）を含めた小、中、高等学校等および高等専門学校とし、専修学校（専門学校等）と大学は対象としない。外国人学校については弾力的運用を図る。N I E実践には通常枠、全国大会枠がある。

【通常枠】

各協議会は「学校基本調査報告書」に基づき算出された通常枠の枠数の学校をN I E実践指定校として推薦できる（別表「N I E推進事業実践指定校上限枠数・都道府県別学校数」参照）。枠数は5年ごとに「学校基本調査報告書」最新版に基づき算出する。

【全国大会枠】

今年度のN I E全国大会開催地と次年度、次々年度の開催予定地の協議会、直近に全国大会を開催した協議会が各5校推薦できる。計20校が上限。

※通常枠が上限に達していない場合でも推薦できる

（３）独自枠

協議会が独自に認定する学校は上記新聞協会のルールに準ずるが、協議会が弾力的な運用として独自に大学、専修学校を実践指定校として指定することは妨げない。協議会が独自の実践指定校を認定する場合は、N I Eウェブサイトの事務局長ページにある申請用紙に学校名、連絡先等を記入のうえ新聞協会N I E担当に告知し、事前にN I E専門部会で了承を得ることとする

◇この件に関するお問い合わせ・関係書類の送り先

一般社団法人日本新聞協会 新聞教育文化部N I E担当

〒100-8543 東京都千代田区内幸町2-2-1 日本プレスセンタービル7階

電 話：03-3591-4410

eメール：nietayori@pressnet.or.jp

以 上